

番 号 : 150008

国 名 : 南スーダン

担当部署 : 地球環境部水資源第二チーム

件 名 : 都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト・フェーズ2詳細計画策定調査(評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年4月中旬から2015年6月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内0.50M/M、現地0.70M/M、合計1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 3月4日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
 提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務方針の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務 :	各種評価調査
対象国/類似地域 :	南スーダン/全途上国
語学の種類 :	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 黄熱

6. 業務の背景

南スーダンの首都ジュバにおける給水は、水資源・灌漑省(MWRI)傘下の南スーダン都市水道公社

(SSUWC) ジュバ支所(職員164名)が、浄水場および送配水施設からなる水道施設の運転・維持管理、料金徴収等を行なっている。しかしながら、ジュバ支所では、設備の老朽化に加えて、上水道施設の運転・維持管理にかかる職員の知識・技術不足、水質検査・確認体制の未整備、更新された顧客台帳の未整備、均等配水管理システムの未整備、必要な維持管理資機材や予算の不足により、計画的かつ効率的な配水が困難な状態になっている。また、財務状況の査定や適切な水道料金政策なしに、安価な定額制料金体系が採用されていることや非効率な料金徴収システムにより、上水道施設の運営に必要な支出を賄うために十分な料金収入を得られていない。SSUWC本部(職員38名)は、こうした各支所が抱える技術的な問題の対処に関する指揮監督を行なうと共に、支所の運営に必要な予算を確保・措置する立場にあるが、実態を把握する制度上の枠組みや双方の十分な情報交換がない中で、適切な支援を行なうことが出来ない状態である。

このような状況から、南部スーダン政府(当時)より我が国に対し、ジュバの給水事業改善に向けて、SSUWCジュバ支所の水道事業運営管理能力の強化を目的とした技術協力プロジェクトが要請された。これを受けて、我が国は2010年10月～2013年9月の期間、「都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト」を実施したところである。2013年5月～6月に実施された同プロジェクトの終了時評価では、カウンターパートの能力に一定の改善が見られる一方で、運営維持管理の財務面及び技術面での持続性に課題が残されており、運営維持管理を軌道に乗せるまでは支援を継続する必要性は高いとされた。また、同評価では研修のシステム化、水道料金徴収増加、SSUWC本部機能の強化の必要性等についても指摘された。こうした中、南スーダン政府は、2013年6月に同プロジェクトの後継案件として、本フェーズ2案件を要請越した。フェーズ2では、(1) SSUWCジュバ支所の財務状況が改善されること、(2) 同支所の漏水対策が改善されること、(3) 同支所の既存・新設給水施設の維持管理能力が向上すること、(4) SSUWC本部の支所への指導能力と監督機能が強化されること(本部研修施設整備含む)を目指している。

南スーダン政府からの上記要請を受け、2014年1月上旬よりプロジェクトの詳細計画を策定することを目的とした調査団を派遣予定であったが、2013年12月に発生した南スーダンにおける武力衝突により、国内準備作業(PDM案及び質問票案の作成)のみが行われ、現地調査は実施されなかった。本調査では、既に作成済みのPDM案及び質問票案の再度の見直しを含め、現地調査にて、フェーズ2プロジェクトの実施に必要な情報を収集し、先方関係機関とプロジェクトの枠組みについて合意することを目的とする。なお、プロジェクトの枠組みについては、先方関係機関との協議を通じてPDM案及びPO案を固めるとともに、協議議事録(R/D)案についても議論し、その内容をミニッツ(M/M)にて合意する形とする。また、プロジェクト本体で投入する人材、施設、資機材の種類・数量を検討し、概算額の算出に必要な情報収集を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、「JICA事業評価ガイドライン 第2版」に沿って、担当分野に係る以下の調査を行う。また、水道施設維持管理団員が行う取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2014年4月中旬～5月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握する(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。なお、要請書については、派遣前の打合せにて共有予定であるが、同要請書にて期待されている日本側からの投入は以下の通り。
 - ア) 日本人専門家派遣(チーフアドバイザー、浄水、配水、運営管理、水料金徴収/財務管理、業務調整)
 - イ) 本邦研修・第三国研修実施(水関連行政、浄水、配水、運営管理、水料金徴収/財務管理分野)
 - ウ) 研修施設設置及び必要な機材供与
- ② 担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)及びM/M(案)(英文)の見直し・作成に協力する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。
- ⑥ SSUWC、水資源・灌漑省、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)の見直し・作成を行う(現地で活動する都市給水セクターの主要ドナーの基礎情報については、派遣前の打合せにて共有)

予定)。

(2) 現地派遣期間(2015年5月中旬～下旬)

- ① 当機構南スーダン事務所等との打合せに参加する。
- ② 予め当機構南スーダン事務所を通じて関係機関に配布した質問票を回収するとともに、担当分野について結果を分析し、団内で共有する。
- ③ 南スーダン関係機関との協議及び現地調査に参加し、PCMワークショップ開催の準備に必要な範囲でSSUWCジュバ支所及び本部の実施体制及び実施能力(ジュバ支所の水道運営の実態、本部の機能と人員体制、SSUWC本部と他支所の関係と実態)に関する情報の収集及び整理を行う。
- ④ フェーズ1終了後のSSUWCジュバ支所及び本部の活動状況に係るフェーズ1 PDM指標に照らした確認を行う。
- ⑤ 以上の背景を踏まえ、他団員と協力して、PCMワークショップを開催し、ファシリテーターを務めるとともに、結果を取りまとめる。PCMワークショップは、SSUWCの幹部、職員等が参加し、1日程度での開催を想定している。
- ⑥ 上記②～⑤の結果を踏まえ、PDM(案)(和文、英文)、PO(案)(和文、英文)の修正、M/M(案)(英文)、R/D(案)(英文)及び現地調査結果報告書(和文)の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を当機構南スーダン事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2015年6月上旬～中旬)

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 収集資料を整理・分析する(収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等)。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。
- ④ 調査結果を基に、他団員と協力して、評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下の通り。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(2014年4月)
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当は契約に含みます(見積を計上して下さい)。但し、当機構が借り上げている宿舎に宿泊して頂きますので、宿泊料の計上は不要です。
- (2) 現地の治安状況が不安定であることから、コンサルタントは戦争特約保険あるいはこれに相当する保険の付保について計上してください。
- (3) 一般管理費等については、現地の状況に鑑みて10%の加算を可とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査機関は2015年5月中旬～下旬を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下の通りです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 都市給水(JICA)
- エ) 水道施設維持管理(コンサルタント)
- オ) 評価分析(コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構南スーダン事務所による便宜供与事項は以下の通りです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿泊
当機構借り上げ宿舎を提供
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（当機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります）
- エ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ

（２）安全配慮事項

南スーダンにおける行動については、安全管理の観点から以下に示す当機構の安全管理基準を厳守すること。

なお、同安全管理基準は随時変更があるため、変更の結果、業務実施に制約が発生し追加経費が必要となった場合、もしくは、安全管理基準の変更が無くても、業務実施過程で安全対策として必要な経費が発生することが明らかになった場合、随時協議の上、必要に応じてこれを認める。

- ア) 現在、南スーダンにおいて渡航が認められている地域はジュバ市のみであり、ジュバ市以外への移動は不可とする。
- イ) ジュバ滞在中に際し、事前に必要な書類（安全管理情報シート、緊急連絡先届）を当機構南スーダン事務所へ提出する。
- ウ) ジュバ到着後、当機構南スーダン事務所より安全管理ブリーフィングを受ける。
- エ) 国連では、南スーダンにおける外出禁止時間を 23：00-6：00 に設定しており、これを順守する。但し、交通事故回避のため、特段の事情がない限り日没までに（19：00 頃）宿舎に戻る。
- オ) 移動にあたっては、ID カードまたは（有効な南スーダン査証を付した）旅券（写）を所持する。
- カ) 車両での移動は、一定の適当なスピードを保ち、警察官等に止められた場合には指示に従う。また必ずドアをロックする。
- キ) 写真撮影は原則控え、現地当局から許可を得た場合のみ可とする。
- ク) クレジットカードやデビットカードは使用できないため、必要な支払い及び現地通貨への換金には米ドル（2006 年以降に発行された紙幣）を用いる。

また、南スーダンは 2015 年 6 月末に大統領選挙・議会選挙実施が示唆されている。当機構の安全対策措置は現地の状況に合わせて決定するが、選挙直前直後は重要な現地作業を予定しない等の対応を取るようとする。

（３）参考資料

本事業に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。

- ・「スーダン共和国南部スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
- ・「スーダン国ジュバ市水供給改善計画準備調査報告書」
- ・「南スーダン国南スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト終了時評価調査報告書」
- ・「南スーダン国南スーダン都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクト プロジェクト事業完了報告書」

（４）その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上